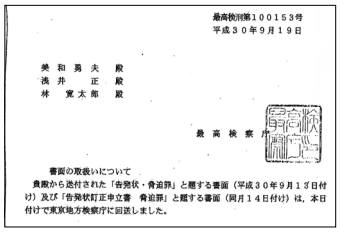

最高検刑第１００１５３号
平成３０年９月１９日

美和勇夫　殿
浅井　正　殿
林　寛太郎　殿

最高検察庁

書面の取扱いについて

貴殿から送付された「告発状・脅迫罪」と題する書面（平成３０年９月１３日付け）及び「告発状訂正申立書　脅迫罪」と題する書面（同月１４日付け）は、本日付けで東京地方検察庁に回送しました。

全国に八つある高等裁判所で格が一番上なのが、東京高裁。東京高裁長官になると次は最高裁判所の裁判官、最高裁長官のいすが待っている。

ヒラの裁判官からすれば、長官は雲の上の人である。

そんなおかたのおわします長官室は、ふかふかの赤じゅうたんで威厳のある部屋。めったに裁判官は出入りできない。（地方の市長室でさえ、いかめしく作ってあるから、おして知るべしである）

そんな所へ、岡口裁判官が突然呼び出された。

長官「きみ、ツイッターをやめなさい」

岡口「無言（やめませんとは言えなかった）」

長官「やめなければ、きみを裁判官分限裁判にかけてクビにするよ」

このようなおどしが一時間あまり続いた。

ふつうの裁判官なら長官からこう言われれば、百人中百人は「はいやめます」と答えるが、シンが強い岡口裁判官はやめますとは答えなかった。（結果は最高裁への分限懲戒裁判にかけられてしまった）

◇　◇

仮に、市長が職員を市長室に呼んで、「きみぃ、きみのツイッターや新聞への投稿は市にとって良くないことが書いてあるからやめろよー」「やめなきゃクビになるよ」と言えば、これは憲法で保障されている「表現の自由」を侵害する違法行為であり、職員は市長を刑事・民事の裁判で訴えることができる。

しかし高等裁判所の裁判官ともなれば、まさか長官を訴えること（告訴）もできないし、分限（懲戒）裁判に対する大弁護団もツイッターの内容の弁護はするが、逆に理不尽な長官を訴えることまではとてもよおやらん。（岡口裁判官は法律専門書を何冊も出し、ツイッターは全国の弁護士に非常に人気がある）

◇　◇

ともあろうに先は最高裁長官コースにある東京高等裁判所の長官がブラック企業や日大、ボクシング協会、体操協会……と同じく、密室でパワハラ脅しをやらかし、言うことをきかない裁判官を「最高裁の分限裁判」にかけてしまうとは一体何事であるか！

★私は浅井弁護士と協議して長官を「脅迫罪」「公務員職権濫用罪」で最高検察庁などに捜査・処分を求め告発することにした。

最高検察庁は「告発状」を東京地方検察庁に回送し、地検が捜査をやることになった。

◇　◇

大多数の識者の見解では、脅迫罪、公務員職権濫用罪が成立することは明らかであるが、ここで次に問題なのは、「名古屋司法記者クラブ」「東京の司法記者クラブ」で記者会見をやったにもかかわらず、どこの報道機関もこの告発をしめしあわせて報道しないことである。

レスリング、ボクシング、体操の「スポーツ界」ではなんでもしつこいくらい報道するのに、それらの問題を裁くかんじんの「司法世界」のパワハラにマスコミは口を閉ざしている。

以前、私が多治見の裁判長を「脅迫罪」で告訴した時も名古屋司法記者クラブは熱気ムンムン、テレビカメラが三台もあったのに、報道は記者クラブ外の「岐阜新聞」だけであった。

弁護士日記

東京高裁長官を職権濫用（らんよう）罪で告発しました！

美和　勇夫